

1%まちづくり事業【お祭等の判断基準】案

作成R7.12.25

対象事業	次のすべてに該当する事業 ①行政区等が主体となって開催される催し ②誰でも自由に無料で参加できる催し (例)季節の祭 (春祭・夏祭・秋祭等)
------	--

対象外事業	次のいずれかに該当する事業 ①参加費を徴収する催し ②特定の個人・グループの交流や親睦等を目的とした催し (例)懇親会・敬老会 ③主に飲食等を目的とした催し (例)花見・芋煮会・そば会・餅つき大会 ④政治・営利活動の目的のある催し (例)後援会・フリーマーケット・マルシェ ⑤他の補助金等を受けている催し (例)地区社会福祉協議会の助成金 ⑥宗教的活動と判断される催し
-------	--

※宗教的活動と判断される催しの事例
・寺社や氏子等が主催・共催している
・自治会の中でも氏子のみ、もしくは同一の宗教を持つ人のみが参加している
・お知らせ、案内が寺社の催しと一緒にになっている
・実行委員会や運営組織が寺社の催しと一緒に組織されている
・寺社の催しがあることによって存在している催し

対象外経費	①宗教的活動に係る経費 (例)お祓い、お神酒、神輿、山車 ②飲食や配布物に係る経費 (例)模擬店、抽選会、景品、参加賞、うちわ、手ぬぐい ③備品の購入 ※レンタルは対象(使用料及び賃借料に計上 補助率50%) (例)提灯、法被、楽器、テント、机、いす、音響機材、PC、カメラ
-------	--

具体例 ○ 委託の場合、 補助率50%以内	原材料費…ステージ等作成材料、手作りの子ども神輿等の材料 燃料費…発電機用ガソリン 報償費…司会者・看護師への謝礼 使用料及び賃借料…電気工事、舞台設営、音響機材、テント、スポットクーラー等 印刷製本費…ポスター・チラシコピー代 その他経費…ごみ処理代 その他経費(弁当代)…1日につき6時間超の場合に1人1食600円以内(作業者のみ)
---------------------------------	--

具体例 ×	原材料費…飲食用の食材、調味料、燃料、氷 燃料費…調理用のガス代 報償費…団体内的協力者への謝礼、駐車場借用謝礼、出演謝礼、参加賞 使用料及び賃借料…クリーニング代、縫製代 消耗品…使い捨て食器、割り箸、虫よけスプレー、蚊取り線香、感染対策のマスク、カイロ、防寒手袋、ネックウォーマー コミュニティ経費…出演者・参加者は対象外 ※お囃子の練習などの参加者も対象外。役員は対象。 弁当代…出演者・参加者は対象外 ※お囃子の練習などの参加者も対象外。役員は対象。
-------	---

コミュニティ経費(お茶菓子代)の判断基準 ※軽食は対象外

○	酒以外の飲物、菓子、果物、アイス
×	調理用材料、調味料、野菜、サラダ、総菜

※軽食(おにぎり、パン、カップラーメン、味噌汁等)は作業6時間超の場合は、弁当代に計上できる

補足

- 伝統民俗芸能の基準…戦前発祥の伝統文化において使用される太鼓等の道具整備を対象とする